

あいち健康の森健康科学総合センター(診療所及び関連区域以外の区域)の施設利用料金の額の承認

あいち健康の森健康科学総合センター条例(平成9年愛知県条例第3号)第5条第4項の規定に基づき、令和8年1月1日以降のあいち健康の森健康科学総合センター(診療所及び関連区域以外の区域)の施設利用料金の額を次のとおり承認した。

令和7年11月14日

愛知県知事 大村 秀章



あいち健康の森健康科学総合センターの施設利用料金の額

施設利用 料金の名称	区分	単位	施設利用 料金の額 (単位円)	備考
ホール利 用料金	全部利用	午前	66,000	
		午後	88,000	
		夜間	88,000	
		全日	220,000	
		時間外30分につき	28,100	
	3分の1利用	午前	22,000	
		午後	28,300	
		夜間	28,300	
		全日	73,000	
		時間外30分につき	10,000	
会議室等 利用料金	第一会議室、第二会議室、第三会議室及び第四会議室	午前	4,800	
		午後	6,000	
		夜間	6,000	
		全日	16,500	
		時間外30分につき	2,000	
	第五会議室	午前	6,000	
		午後	7,500	
		夜間	7,500	
		全日	19,000	
		時間外30分につき	2,500	
	日本間	第一日本間又は第三日本間	午前	3,000
			午後	4,200
			夜間	4,200
			全日	10,400
			時間外30分につき	1,500
		第二日本間	午前	3,800
			午後	5,000
			夜間	5,000
			全日	12,800
			時間外30分につき	2,000
		第一日本間、第二日本間及び第三日本間 を併せて利用する場合	午前	9,600
			午後	13,200
			夜間	13,200
			全日	32,000
			時間外30分につき	4,000
浴場利用 料金	小学生	1人1回につき	200	回数券(11回分2,000円)を発行する。
	その他の者 (小学校就学 前の者を除く。)	健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の当日において利用す る場合	1人1回につき 250	あいち県民の日のPRのため下記の期間は1回 券(100円)を発行する。 11月21日、22日、23日、24日、26日、27日
		トレーニング施設の利用者がトレーニング施設を利用 する日の当日において利用する場合	1人1回につき 250	あいち県民の日のPRのため下記の期間は1回 券(100円)を発行する。 11月21日、22日、23日、24日、26日、27日
		その他の場合	1人1回につき 500	回数券(11回分5000円)を発行する。 2025年4月6日、26日 / 5月3日、4日、 / 6月21日、22日、26日 7月6日、26日 / 8月26日 9月6日、7日、26日、 / 10月18日、19日、26 日 11月22日、23日、26日 / 12月20日、21日、26日、/ 2026年1月2日、3日、4日、/3月22日、26日 は、回数券(11回分 4,300円)を発行する。
				あいち県民の日のPRのため下記の期間は1回 券(250円)を発行する。 11月21日、22日、23日、24日、26日、27日

宿泊室 利用料金	和室	健康度評価(知事が定める種別のも のを除く。以下この項において同じ。) 又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は 当日において利用する場合(日曜日 から木曜日に適用。ただし、4/29～ 5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	3,500	
			2人利用	1人1泊につき	3,000	
			3人利用	1人1泊につき	2,700	
			4人利用	1人1泊につき	2,500	
		健康度評価(知事が定める種別のも のを除く。以下この項において同じ。) 又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は 当日において利用する場合(金曜日、 土曜日、及び月曜が祝日の場合の前 日の日曜、4/29～5/5、7/21～8/31、 1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	3,600	
			2人利用	1人1泊につき	3,300	
			3人利用	1人1泊につき	2,700	
			4人利用	1人1泊につき	2,500	
		その他の場合(日曜日から木曜日に 適用。ただし、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	5,600	
			2人利用	1人1泊につき	4,700	
			3人利用	1人1泊につき	4,300	
			4人利用	1人1泊につき	3,300	
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜日に 適用。)	1人利用	1泊につき	6,500	
			2人利用	1人1泊につき	6,000	
			3人利用	1人1泊につき	5,000	
			4人利用	1人1泊につき	4,000	
		その他の場合(4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	7,200	
			2人利用	1人1泊につき	6,600	
			3人利用	1人1泊につき	6,000	
			4人利用	1人1泊につき	5,000	
	洋室A	健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は当日におい て利用する場合(日曜日から木曜日に適用。た だし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。)	1人1泊につき		3,600	
		健康度評価又は講習を受ける者が当該健康度評 価又は講習が行われる日の前日又は当日におい て利用する場合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝 日の場合の前日の日曜、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3に適用。)	1人1泊につき		3,800	
		その他の場合(日曜日から木曜日に適用。 ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。)	1人1泊につき		5,400	
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝日 の場合の前日の日曜に適用。ただし、4/29～5/5、 7/21～8/31、1/2・3を除く。)	1人1泊につき		5,800	
		その他の場合(4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に 適用。)	1人1泊につき		6,200	
	洋室B	健康度評価又は講習を受ける者が当 該健康度評価又は講習が行われる日 の前日又は当日において利用する場 合(日曜日から木曜日に適用。た だし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を 除く。)	1人利用	1泊につき	4,400	
			2人利用	1人1泊につき	3,700	
		健康度評価又は講習を受ける者が当 該健康度評価又は講習が行われる日 の前日又は当日において利用する場 合(金曜日、土曜日、及び月曜が祝日 の場合の前日の日曜、4/29～5/5、 7/21～8/31、1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	4,800	
			2人利用	1人1泊につき	4,000	
		その他の場合(日曜日から木曜日に 適用。ただし、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	5,900	
			2人利用	1人1泊につき	5,200	
		その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜に適 用。ただし、4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	6,300	
			2人利用	1人1泊につき	5,600	
		その他の場合(4/29～5/5、7/21～ 8/31、1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	7,000	
			2人利用	1人1泊につき	6,000	

宿泊室 利用料金		洋室C	日曜日から木曜日に適用。ただし、 4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。	1人利用	1泊につき	14,700	
				2人利用	1人1泊につき	12,400	
			その他の場合(金曜日、土曜日、及び 月曜が祝日の場合の前日の日曜に適用。 ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3を除く。)	1人利用	1泊につき	15,000	
				2人利用	1人1泊につき	12,700	
			その他の場合(4/29～5/5、7/21～8/31、1/2・3に適用。)	1人利用	1泊につき	15,300	
				2人利用	1人1泊につき	13,000	
附属設備 利用料金	ホール 附属設備	照明装置	スポットライト	1回一式につき	300	カラーフィルターは含まない。	
		音響関係 附属設備	ワイヤレスマイクロホン	1回1チャンネルにつき	1,600	電池は含まない。	
			マイクロホン	1回3本を超える1本につき	1,000		
			コンパクトディスクプレーヤー	1回一式につき	1,600		
		映像関係 附属設備	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式につき	1,200		
	ピアノ		1回1台につき	5,500			
	宿泊室 附属設備	補助ベッド		1台1泊につき	2,400		
特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料の加算額				1キロワット1時間につき	40		